

議案第 5 0 号

専決処分した事件の承認について

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第6号

専決処分書

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市条例第13号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p data-bbox="316 719 408 757">附 則</p> <p data-bbox="269 781 783 943">（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p data-bbox="228 969 783 1995">6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に <u>100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）</u> を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税</p> | <p data-bbox="906 719 999 757">附 則</p> <p data-bbox="860 781 1374 943">（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p data-bbox="818 969 1374 1995">6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100分の5 を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3</p> |

標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。